

# 地域で 取り組む イノシシ 対策

## イノシシを寄せ付けない環境づくり

近年、イノシシによる農作物被害や生活被害の増加、生息域エリアの拡大が進み、いつイノシシ被害に遭ってもおかしくない状況です。

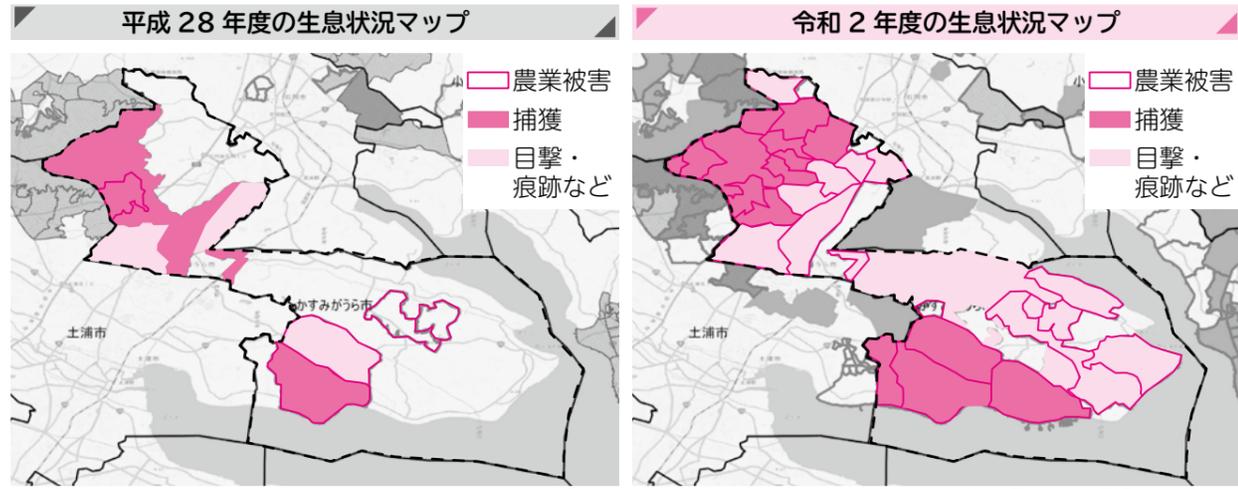
市や猟友会では、さまざまな被害防止対策に取り組んでおり、効果的に被害を減らすためには、駆除や柵の設置などイノシシを寄せ付けない環境を作ることが必要です。今後、生息域・被害がさらに拡大すると、市や猟友会の活動だけでは、被害を防止することが困難であるため、市民の皆さんにもイノシシ対策へのご協力をお願いします。農作物などの被害を減らし、生活を守るためには、一人ひとりが自衛の意識を持ち対策することが必要不可欠です。

農林水産課（霞ヶ浦庁舎）



### どれくらいイノシシの生息域が拡大しているの？

5年前までは、被害のほとんどが住宅密集地から離れた農地や山の中でした。しかし、ここ数年は、イノシシの活動範囲が広がり、これまで目撃されていなかった地域でも被害が発生しています。生息状況マップからも分かるように、市内全体で被害や目撃が報告されています。



### どれくらい市内でイノシシが捕獲されているの？

市では、猟友会の協力により、令和 2 年度（3 月 31 日現在）は、過去 5 年で最多の 300 頭 のイノシシを捕獲しています。イノシシの捕獲は、有害捕獲と狩猟にて実施しています。

#### 有害捕獲とは？

農林水産業に係る被害の防止目的で鳥獣の捕獲を行うこと。

捕獲実績（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

千代田地区 126 頭 霞ヶ浦地区 42 頭

千代田地区（捕獲頭数順）

・雪入・上佐谷・上志筑・中佐谷・山本・上稲吉・上土田・大峰・下佐谷 ※特に雪入と上佐谷を合わせると、全体の約 8 割の捕獲が報告されています。

霞ヶ浦地区（捕獲頭数順）

・加茂・牛渡・深谷・戸崎 ※特に加茂は、全体の約 7 割、牛渡は約 2 割の捕獲が報告されています。

#### 狩猟（狩猟期間）とは？

狩猟期間に狩猟可能区域において、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲を行うこと。

※イノシシは、11 月 15 日～3 月 31 日まで

千代田地区 73 頭 霞ヶ浦地区 59 頭

千代田地区（捕獲頭数順）

・上佐谷・上志筑・下佐谷・横堀・上稲吉・山本・中佐谷・五反田 ※特に上佐谷と上志筑を合わせると、全体の約 7 割の捕獲が報告されています。

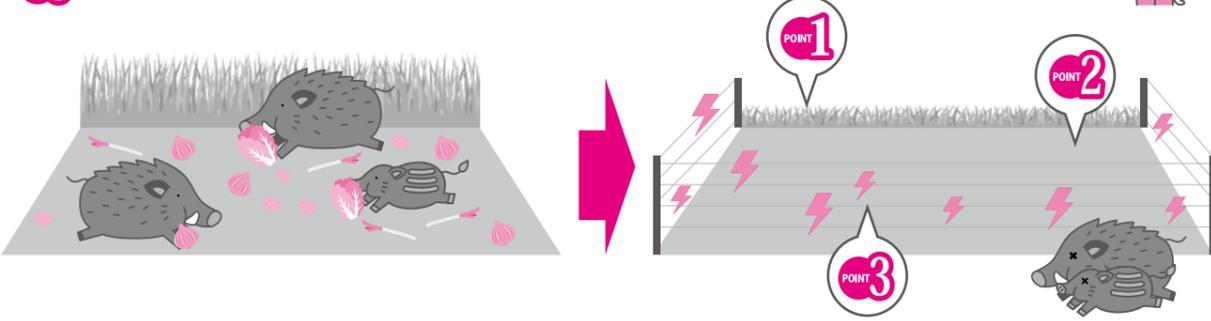
霞ヶ浦地区（捕獲頭数順）

・加茂・牛渡・戸崎・西成井・坂・深谷 ※特に加茂は、全体の約 8 割の捕獲が報告されています。

## イノシシを寄せ付けない環境づくりとは？

- POINT 1 定着させないために、**生息場所となり得る藪などの刈り払い**
- POINT 2 餌場と認識させないために、**廃棄作物（農作物の残りかす）の適正除去**
- POINT 3 被害を防止するために、**畑の周りに電気柵などを設置**

環境整備が大切になります



## 猟友会と市で行う対策（有害鳥獣捕獲事業）

市猟友会の活動 ～令和 3 年度予定～

### 千代田地区

山間部を中心にイノシシの捕獲や千代田地区全域でのカラスによる農作物被害の軽減対策として有害鳥獣捕獲を実施します。

#### ▶イノシシの捕獲実施

年 4 回（春・夏・秋・猟期／鳥獣保護区）  
1 回あたり 30 日間

#### ▶カラスの捕獲実施

年 2 回（春・夏）1 回あたり 30 日間

### 霞ヶ浦地区

南西部を中心にイノシシの捕獲や霞ヶ浦地区全域でのカルガモ・カラスなどによる農作物被害の軽減対策として有害鳥獣捕獲を実施します。

#### ▶イノシシの捕獲実施

年 3 回（春・夏・秋）1 回あたり 30 日間

#### ▶カラスの捕獲実施

年 2 回（春・秋）1 回あたり 30 日間

※春期捕獲のみカルガモなども同時に実施

年 1 回（春）1 回あたり 30 日間

### 両地区のその他の活動内容

箱わな（固定檻）・くくりわなの設置・管理

→見回り（餌管理）→イノシシ捕獲

→イノシシ止め刺し→解体・処分



◀千代田地区で箱わなを設置する様子



◀霞ヶ浦地区で箱わなを設置する様子

### 市の有害鳥獣補助事業

#### ◎狩猟者免許取得手数料などの助成

イノシシなどを捕獲するために必要な、狩猟免許取得費用の一部を補助（予算の範囲内）します。

#### 補助内容

わな猟免許申請手数料および予備講習会費用（合格者のみ）

#### 対象者

本市に住民登録があり、有害鳥獣捕獲活動に貢献することができる方

#### ◎電気柵や防護柵の設置に対する経費の助成

イノシシなどによる農作物被害を防止する対策として、電気柵や防護柵を設置する費用の一部を補助（予算の範囲内）します。

#### 補助内容

被害防止柵の資材の購入に要する経費

#### 対象者

本市に住民登録があり、農業を営んでいる方で、設置しようとする柵に囲われた土地の面積が 500㎡以上である方

※イノシシや補助などの詳細は市ホームページをご覧ください。

